		二十トン未満		二十トン以上			三十トン未満	三十トン以上				
		8区	9区	10区	11区	12区		13区	14区	13区	14区	
(十)桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	—	四・八四	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	九・一〇	一四・五八	一二・六一	一八・六四	一四・〇九	六・六七
(十一)底びき網を使用して営む漁業（(十)に掲げるものを除く。）	—	四・〇〇	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	六・九〇	一二・三三	八・三八	一四・二五	一〇・五六	七・一九
	—	三・四七	四・四三	三・〇五	五・四六	四・四一	五・八〇	八・五五	六・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
	—	二・八四	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	三・八〇	五・一九	三・八五	七・二〇	五・七六	五・三〇
	—	二・一六	二・七三	一・八三	三・四三	二・七三	五・二六	一二・〇五	八・二八	一〇・〇八	七・六三	六・一三
	—	二・二八	二・九九	二・〇一	三・七六	二・九九	六・五二	一四・三〇	一〇・七三	一一・八六	八・九七	七・九六
	—	〇・七六	〇・九六	〇・六五	一・二〇	〇・九六	四・三六	一二・六三	八・七三	一五・一九	四・四九	七・〇一
	—	二・四三	二・九五	二・〇〇	三・八九	二・九四	六・四〇	八・八三	六・七三	一〇・七三	八・九六	四・六七
	—	二・〇〇	二・五三	一・七九	三・二六	二・四二	四・六〇	六・〇五	四・六三	七・六四	六・九〇	三・九二
	—	一・一六	一・三七	〇・九五	一・六八	一・三七	一・八〇	二・一三	一・六七	二・四四	二・六〇	二・〇三
	—	〇・七七	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	一・六〇	三・〇八	二・三七	一・九一	一・八〇	一・二三
	—	〇・九五	一・〇六	〇・八五	一・二六	一・〇五	三・四〇	五・八五	四・四五	四・七一	三・八〇	二・四四
	—	一・九〇	二・三三	一・九九	二・八四	二・一三	六・二〇	九・七〇	七・三三	九・四〇	七・七〇	四・一九
	—	三・四一	二・一三	一・五二	二・一六	一・〇五	五・二〇	九・七〇	七・三三	九・四〇	七・七〇	四・一九
(十二)桁網を使用してほたて貝をとることを目的とする漁業	—	九・二二	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	九・一〇	一四・五八	一二・六一	一八・六四	一四・〇九	六・六七
(十三)底びき網を使用して営む漁業（(十二)に掲げるものを除く。）	—	七・一九	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	六・九〇	一二・三三	八・三八	一四・二五	一〇・五六	七・一九
	—	六・五六	四・四三	三・〇五	五・四六	四・四一	五・八〇	八・五五	六・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
	—	五・三〇	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	三・八〇	五・一九	三・八五	七・二〇	五・七六	五・三〇
	—	六・一三	二・七三	一・八三	三・四三	二・七三	五・二六	一二・〇五	八・二八	一〇・〇八	七・六三	六・一三
	—	七・九六	二・九九	二・〇一	三・七六	二・九九	六・五二	一四・三〇	一〇・七三	一一・八六	八・九七	七・九六
	—	七・〇一	〇・九六	〇・六五	一・二〇	〇・九六	四・三六	一二・六三	八・七三	一五・一九	四・四九	七・〇一
	—	四・六七	二・九五	二・〇〇	三・八九	二・九四	六・四〇	八・八三	六・七三	一〇・七三	八・九六	四・六七
	—	三・九二	二・五三	一・七九	三・二六	二・四二	四・六〇	六・〇五	四・六三	七・六四	六・九〇	三・九二
	—	二・〇三	一・三七	〇・九五	一・六八	一・三七	一・八〇	二・一三	一・六七	二・四四	二・六〇	二・〇三
	—	〇・七七	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	一・六〇	三・〇八	二・三七	一・九一	一・八〇	一・二三
	—	一・五二	一・〇六	〇・八五	一・二六	一・〇五	三・四〇	五・八五	四・四五	四・七一	三・八〇	二・四四
	—	三・四一	二・一三	一・九〇	二・八四	二・一三	六・二〇	九・七〇	七・三三	九・四〇	七・七〇	四・一九
	—	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(十四)刺し網を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	—	四・八四	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	九・一〇	一四・五八	一二・六一	一八・六四	一四・〇九	六・六七
(十五)刺し網を使用して営む漁業（(十)から(十四)までに掲げるものを除く。）	—	四・〇〇	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	六・九〇	一二・三三	八・三八	一四・二五	一〇・五六	七・一九
	—	三・四七	四・四三	三・〇五	五・四六	四・四一	五・八〇	八・五五	六・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
	—	二・八四	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	三・八〇	五・一九	三・八五	七・二〇	五・七六	五・三〇
	—	二・一六	二・七三	一・八三	三・四三	二・七三	五・二六	一二・〇五	八・二八	一〇・〇八	七・六三	六・一三
	—	二・二八	二・九九	二・〇一	三・七六	二・九九	六・五二	一四・三〇	一〇・七三	一一・八六	八・九七	七・九六
	—	〇・七六	〇・九六	〇・六五	一・二〇	〇・九六	四・三六	一二・六三	八・七三	一五・一九	四・四九	七・〇一
	—	二・四三	二・九五	二・〇〇	三・八九	二・九四	六・四〇	八・八三	六・七三	一〇・七三	八・九六	四・六七
	—	二・〇〇	二・五三	一・七九	三・二六	二・四二	四・六〇	六・〇五	四・六三	七・六四	六・九〇	三・九二
	—	一・一六	一・三七	〇・九五	一・六八	一・三七	一・八〇	二・一三	一・六七	二・四四	二・六〇	二・〇三
	—	〇・七七	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	一・六〇	三・〇八	二・三七	一・九一	一・八〇	一・二三
	—	一・五二	一・〇六	〇・八五	一・二六	一・〇五	三・四〇	五・八五	四・四五	四・七一	三・八〇	二・四四
	—	三・四一	二・一三	一・九〇	二・八四	二・一三	六・二〇	九・七〇	七・三三	九・四〇	七・七〇	四・一九
	—	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(十六)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（(十五)に掲げるものを除く。）	—	四・八四	六・一〇	四・一〇	七・六七	六・〇九	九・一〇	一四・五八	一二・六一	一八・六四	一四・〇九	六・六七
	—	四・〇〇	四・九四	三・四七	五・九九	四・九四	六・九〇	一二・三三	八・三八	一四・二五	一〇・五六	七・一九
	—	三・四七	四・四三	三・〇五	五・四六	四・四一	五・八〇	八・五五	六・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
	—	二・八四	三・五八	二・四二	四・四一	三・四七	三・八〇	五・一九	三・八五	七・二〇	五・七六	五・三〇
	—	二・一六	二・七三	一・八三	三・四三	二・七三	五・二六	一二・〇五	八・二八	一〇・〇八	七・六三	六・一三
	—	二・二八	二・九九	二・〇一	三・七六	二・九九	六・五二	一四・三〇	一〇・七三	一一・八六	八・九七	七・九六
	—	〇・七六	〇・九六	〇・六五	一・二〇	〇・九六	四・三六	一二・六三	八・七三	一五・一九	四・四九	七・〇一
	—	二・四三	二・九五	二・〇〇	三・八九	二・九四	六・四〇	八・八三	六・七三	一〇・七三	八・九六	四・六七
	—	二・〇〇	二・五三	一・七九	三・二六	二・四二	四・六〇	六・〇五	四・六三	七・六四	六・九〇	三・九二
	—	一・一六	一・三七	〇・九五	一・六八	一・三七	一・八〇	二・一三	一・六七	二・四四	二・六〇	二・〇三
	—	〇・七七	〇・六四	〇・六四	〇・六四	〇・六四	一・六〇	三・〇八	二・三七	一・九一	一・八〇	一・二三
	—	一・五二	一・〇六	〇・八五	一・二六	一・〇五	三・四〇	五・八五	四・四五	四・七一	三・八〇	二・四四
	—	三・四一	二・一三	一・九〇	二・八四	二・一三	六・二〇	九・七〇	七・三三	九・四〇	七・七〇	四・一九
	—	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇
(十七)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（北海道檜山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものに限る。）	—	九・一〇	六・九〇	五・八〇	六・九〇	四・四一	五・八〇	八・五五	六・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
(十八)流し網を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業（その操業区域の全部又は一部が日本海の海域（北海道檜山郡と同道松前郡との最大高潮時海岸線における境界点と同郡松前町松前小島灯台中心点を経て青森県東津軽郡外ヶ浜町竜飛埼灯台中心点とを結んだ線以東の津軽海峡の海域を除く。）に係るものに限る。）	—	九・一〇	六・九〇	五・八〇	六・九〇	四・四一	五・八〇	八・五五	六・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
(十九)はえ縄を使用してふぐ又はあまだいをとることを目的とする漁業	—	一一・七六	一〇・五六	九・〇〇	一〇・六五	九・九四	一一・六四	一四・〇九	一〇・五六	一四・二五	一〇・五六	七・一九
(二十)はえ縄を使用してすけとうだらをとることを目的とする漁業	—	一四・〇九	一〇・五六	八・三三	一〇・六五	七・六三	一〇・〇八	一四・二五	一〇・五六	一八・六四	一四・〇九	六・六七
	—	一四・〇九	一〇・五六	八・三三	一〇・六五	七・六三	一〇・〇八	一四・二五	一〇・五六	一八・六四	一四・〇九	六・六七
	—	一五・九〇	八・八〇	六・九〇	八・八〇	六・四〇	八・八〇	一一・一六	七・八一	一一・一六	七・八一	六・五六
(二十一)はえ縄を使用してさけ又はますをとることを目的とする漁業	—	七・九八	六・〇四	五・四七	六・九〇	五・四一	六・八〇	八・五五	七・四七	一一・一六	七・八一	六・五六
(二十二)刺し網を使用して営む漁業（(十五)から(二十一)までに掲げるものを除く。）	—	一五・九〇	八・八〇	六・九〇	八・八〇	六・四〇	八・八〇	一一・一六	七・八一	一一・一六	七・八一	六・五六
(二十三)釣りによってさばをとることを目的とする漁業	—	二五・九〇	一一・七〇	八・九〇	一一・七〇	八・九〇	一一・七〇	一四・二五	一〇・五六	一四・二五	一〇・五六	七・一九
(二十四)釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業	—	二八・四〇	一六・八〇	一二・七〇	一六・八〇	一二・七〇	一六・八〇	二〇・一四	一四・二五	二〇・一四	一四・二五	一〇・五六
(二十五)浮はえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	—	八・〇三	七・二四	六・三三	七・八一	六・三三	七・八〇	一〇・五六	八・八〇	一〇・五六	八・八〇	七・一九
(二十六)釣りによってさばをとることを目的とする漁業	—	二五・九〇	一一・七〇	八・九〇	一一・七〇	八・九〇	一一・七〇	一四・二五	一〇・五六	一四・二五	一〇・五六	七・一九
(二十七)釣りによってぶりをとることを目的とする飼付漁業	—	二八・四〇	一六・八〇	一二・七〇	一六・八〇	一二・七〇	一六・八〇	二〇・一四	一四・二五	二〇・一四	一四・二五	一〇・五六
(二十八)浮はえ縄を使用して又は釣りによってかつお、まぐろ、かじき又はさめをとることを目的とする漁業	—	八・〇三	七・二四	六・三三	七・八一	六・三三	七・八〇	一〇・五六	八・八〇	一〇・五六	八・八〇	七・一九
(二十九)はえ縄を使用して又は釣りによって営む漁業（(十六)から(二十八)までに掲げるものを除く。）	—	六・六七	四・八六	三・七四	四・七四	三・七四	四・八六	六・六七	四・八六	六・六七	四・八六	三・七四
	—	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇	〇・一〇